

令和4年12月19日(月) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	青木 淳子
委員	古濱 薫	
〃	藤江 竜三	議長	青木 健
〃	柏木 洋志	副議長	藤田 貴裕

○欠席委員

副委員長	稗田美菜子
------	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	行政管理部長	藤崎 秀明

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併) 行政管理部主幹	

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 最終本会議の議事運営について

- (1) 議事日程(第2号)案について
- (2) 議案等の取扱いについて
- (3) 令和5年中の一般質問発言通告申出書について

2. 議会基本条例の点検について

午前10時開議

○【高柳貴美代委員長】 皆様、おはようございます。最終本会議に向けた議会運営委員会に御参集を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。

この際、報告いたします。稗田美菜子委員より欠席する旨の連絡がありましたので、御報告を致します。



◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 それでは初めに、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【青木健議長】 おはようございます。大分暮れも押し迫ってまいりましたが、皆様方には御多用中にもかかわらず、御参集を賜りありがとうございます。御承知のとおり、新型コロナの感染についても非常に拡大が進んできております。これはもう注意するほかお互いさまないんですが、くれぐれも御注意いただきまして、21日最終本会議を何とぞよろしくをお願いいたします。

それと併せまして、議会基本条例の点検につきましては、本当に度重なる会議を開いていただきましたこと、厚く御礼申し上げます。以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。本日は最終本会議へ向けて議会運営委員会を開催していただき、感謝申し上げます。本定例会におきましても新型コロナウイルス対策として、定例会本会議、各常任委員会の運営につきまして御配慮いただきましたこと、誠にありがとうございました。引き続き、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じてまいります。

それでは、追加提出案件についてでございます。11月28日の議会運営委員会で準備が整い次第、提出させていただくとしておりました、国立市固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての人事案件を追加提出させていただきました。この議案のお取扱いにつきまして、御協議のほどよろしくをお願いいたします。私からは以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進行してまいります。



議題1. 最終本会議の議事運営について

(1) 議事日程（第2号）案について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、最終本会議の議事運営について、(1)議事日程（第2号）案について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程案について御説明を申し上げます。お手元に御配付いたしました令和4年第4回定例会議事日程（第2号）を御覧願います。市長提出議案は14件、議員提出議案が1件、陳情が4件でございます。合計19件でございます。議事日程の掲載順序につきましては、前例に倣い、掲載を致しております。

日程第14、第62号議案国立市固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてにつきましては、追加提案されたものでございます。日程第19、議員提出第13号議案自衛隊オスプレイの立川基地への飛来と訓練に関して、市民の懸念が払拭されることのないまま行わないよう十分な説明を求める意見書

案につきましては、陳情の採択を受けて提出されたものでございますので、関連する陳情の次に掲載を致しております。議事日程（第2号）案につきましては以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



（2）議案等の取扱いについて

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、（2）議案等の取扱いについて、議会事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取扱いについて御説明を申し上げます。日程第1、第48号議案国立市個人情報の保護に関する法律施行条例案につきましては、修正の動議が提出されております。委員長報告を受けた後、修正案の提案説明を行います。委員長報告と修正案に対して一括して質疑を行い、原案と修正案について一括して討論を行います。採決は、初めに修正案を諮った後、議決結果によって原案も採決するという扱いとなります。

日程第3、第50号議案国立市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第6、第53号議案地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案までの4議案につきましては、一括議題とし、採決につきましては、別個採決とする扱いをお願いを致します。日程第14、第62号議案につきましては、人事案件でございますので、先例に倣い、提案説明を行った後、質疑、委員会付託、討論は省略し、直ちに採決に入り、採決は無記名投票で行うこととなります。

日程第17、陳情第28号につきましては、陳情提出者から、お手元に御配付のとおり、陳情訂正願が提出をされております。付託先の委員会では、本会議において陳情訂正願が承認されることを前提に審査をしておりますので、委員長報告の後、議長が訂正の承認を会議に諮る扱いとなります。また、本陳情は、付託先の委員会で継続審査の取扱いとなっております。本会議におきまして、委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、継続審査とすることを諮る扱いとなります。

日程第19、議員提出第13号議案につきましては、陳情の採択を受けて提出されたものでございますので、先例に倣い、提案説明、質疑、委員会付託、討論は省略し、採決の扱いとなります。議案等の取扱いにつきましては以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 この修正動議についてなんですけれども、これほとんど同じ内容が委員会で否決されていると思うんですけれども、それが賛成の見込みもなく、ほぼ同じような内容のものを出されるというようなことなんでしょうか。いかがなものなんでしょうかと思うんですけれども、賛成者である古濱委員に聞いてもいいものですか。

○【高柳貴美代委員長】 それは内容には入れないので、ここでの質疑はできないかと思えます。御意見ということでよろしいですか。

○【藤江竜三委員】 それでは意見として、同じようなものなので、一度委員会で否決されて、また

本会議で通る見込みがかなり薄いものを出されるというのは、ちょっと道義的にいかなものかなと思いますので、会派にぜひこういった御意見があったということをお伝えしていただければというように思います。また、全く根本的に違うというものであるならば、そういうことなのかもしれないですけれども、そうなると会派の意見が不一致になってしまっているということだと思います。それはそれでまた矛盾があるのかなというように考えますので、その辺、今後、会派でよく考えていただけたらなというように考えています。

○【高柳貴美代委員長】 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、決定いたします。



(3) 令和5年中の一般質問発言通告申出書について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、(3)令和5年中の一般質問発言通告申出書について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 令和5年中の一般質問発言通告申出書を準備しておりますので、事務局のほうにお越しいただきたいと存じます。第1回定例会につきましては、例年、本会議2日目に市長施政方針表明に対する会派代表質問を行い、その日はそれで終了いたしまして、本会議3日目から一般質問を行っております。その例によりますと、令和5年第1回定例会の一般質問は、2月28日火曜日から行うこととなります。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

議題1、最終本会議の議事運営についてが終了いたしました。市長をはじめ当局におかれましては、御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。



議題2. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 それでは、議題2、議会基本条例の点検についてに入ります。委員長が作成することになっていた点検の前文につきまして、議会運営委員会資料No.7として御配付いたしております。それでは、私のほうで朗読させていただきたいと思います。

国立市議会基本条例の点検を終えて

令和3年9月、議長より諮問を受けて以来、議会運営委員会では、国立市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）の点検について、時間をかけ丁寧に協議を続けてまいりました。点検に当たっては、作業等を行うため、議会運営委員懇談会を数多く開催し、その経過については、議会運営委員会を開催し、適宜確認してまいりました。

議会基本条例点検のための作業では、この4年間を総括的に振り返り、その実績（具体的に行ったことなど）を各交渉団体で出し合い、条文に当てはめて検証しました。その過程で、ワークショップ形式の議員研修（令和4年5月26日開催）を開き、多くの議員の皆様にご参加いただきました。作業

に当たっては、コロナ禍であってもできる限り、議会基本条例を活用できたかどうかという観点を大切にしました。

作業の後、条例の条ごとに評価し、「国立市議会基本条例の点検（令和元年5月以降の取組）」のシートとして点検結果をまとめました。点検結果をまとめる過程では、「できる」規定の条文に関しては評価になじまないもので、バー表記とすることや、一致には至らなかった条（第3条及び第14条）に関しては、両意見を尊重し、両論併記とすることなどについて、丁寧に協議を重ねました。

議会基本条例の点検を終えて、議会運営委員会委員長として、各委員の意見を伺う中で、地震や風水害だけでなく、新型コロナウイルス感染症のような長期化する災害対応について今後、支援体制の詳細等協議する必要があると感じました。また、議事機関の役割を果たせるよう、オンライン会議の技術的可能性を模索しましたが、実施するまでには至らなかったことは残念であります。

加えて、点検の単位が条ごとでよいのか、項や号ごとの点検が適当ではなかったのか、正副議長をはじめとする議会内の役職が2年ごとに改選されることを鑑み、その期間に合わせた点検とすべきではなかったのかなどの意見も出されました。それらを包含するような議論に至らなかった点は、委員会として反省点とし、今後に生かすべきだと考えます。

最後に

議会基本条例の点検評価に当たり、青木議長、藤田副議長、議員、議会事務局の皆様の御協力に心より感謝申し上げます。特に、議会運営委員の皆様には、幾度となく御参集いただき、毎回、熱心に協議を重ねてくださいました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

議会運営委員会 委員長 高柳貴美代

このようにまとめさせていただきました。できる限り皆様の思いを文章に織り込みたいと思ってつくらせていただいたところがございます。もう少し早く仕上げ、皆様にお配りできればよかったです。本当に考え考えやっとなりにまとめたところがございます。

それでは、このことに関しての御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。青木委員。

○【青木淳子委員】 今回は前文として、委員長に一任をして、このような形で作っていただきました。熟考に熟考を重ねた上でつくっていただいたのではないかと思います。まずは御礼申し上げます。ありがとうございました。

中身に関してですけれども、私たちが議会基本条例を点検する上でどういった観点というか、ということをもまずは、活用できたかどうかという観点から臨んだということをもまず書いていただきました。また、評価に関しても、バー表記はどういう意味であるとか、また、両論併記に関しても述べていただいています。そして、さらに今後の生かすべき点、今までやってきたことに関するところで、災害対応に関しても今後、詳細等の協議が必要であるや、またオンライン会議の技術的可能性を模索したけれども、実施には至らなかったという、進める上での感想を述べていただいて、私も同じ意見でございます。

そして最後に、今後、反省点として、点検の単位が条ごとでいいのか、また項や号ごとが適当だったのか。さらに、2年ごとの改選ということ考えたほうがよかったのか。今後に生かす御意見も入っていて、これでよろしいかと思いました。本当にありがとうございました。

○【柏木洋志委員】 まずは、委員長、作成いただき、ありがとうございました。内容について、この間の経緯を語っていただいて、なおかつコロナウイルスの関係であるとか、災害対応のところに風水害、地震等の対応のみにとどまっているため、やはりちょっと難しさを感じるという趣旨のことを

書いていただいたところは、そこはよかったかなと思います。実際問題、条例のところを点検するのも、コロナウイルスという個別事象だけ挙げるのもちょっとあれかとは思いますが、風水害もしくは地震以外のことの災害に類するといいますか、そういうようなことが想定されていないというところがやはり懸念だったのかなというところだと思いますので、そこも書いていただき、本当にありがとうございました。議論の一致には至らなかった点について書いていただいているということ、また、両論併記の理由というところで書いていただいているところもございますので、これによろしいのかなと思います。以上です。

○【古濱薫委員】 委員長におかれましては、様々な意見、交渉団体、委員からの意見を全部いつも受け止めていただいて、このような文章を作成していただいたこと、本当に大変御苦勞があったと思います。ありがとうございます。

今日拝見しまして、まず、私たちの交渉団体からは8点意見を出させていただきました。それについて、委員長ができる限り織り込んでつくっていきたいとおっしゃってくださっていました。その辺を、もちろん全てを盛り込んだのかどうか、ここにこう生かしたとか、こういうふうな思いを込めてここに書いたつもりですとか、そういうのを委員長のほうから御説明いただけないでしょうか。

○【高柳貴美代委員長】 何しろこのA4、1枚にあれだけの回数を重ねた皆さんの思いを私としても本当に感じておりましたので、ここにまず、どう文章でまとめるかというのは非常に難しかったです。今、古濱委員がおっしゃった、8項目出していただいたということで、これを全部事細かにもしかしたら入れられればいいのかもわからないし、ほかの委員の皆様のお思いも感じておりましたので、その辺のバランスとか、その辺のところを鑑みまして、「最後に」というところの前、「加えて」というところでその辺のところ集中して、このパラグラフに私は虹の皆さんの思いを凝縮して書けたらいいかなと思って、この辺に入れたつもりでございます。ここだけではなくて、両論併記の形とか、議事録がないのでということもあるんですが、その辺ももう少し事細かに書こうかなと思ったんですが、何しろ前文ですので、ずっとこれから先、読んでいただく方に分かっていたくような形を目指してつくったつもりでございます。以上です。

○【古濱薫委員】 最後の4行のところ、確かに条ごとの単位でいくのか、号ごとのというのは、議論の中でも、懇談会の中でそうしたほうがいいのかもわからないという意見も出ましたし、虹でも出ましたので、生かされているということが今説明いただいて分かりました。もちろん、8項目全てを受け入れて書きますよとは委員長もおっしゃっていないし、ほかの交渉団体の意見もありますから、全てがそのとおりにいくとは思っていないので結構なんですが、懇談会をかなり10回も、私の数えたところでは10回か11回重ねましたので、議事録に残らない議論がどのように重ねられたのか、また、課題や改善につながるものを評価とともに残すべきだったというところは虹でも言われていたので、本日は一旦、私たちとしては人数が多いこともありますし、これについては持ち帰らせていただきたいと考えております。

○【藤江竜三委員】 委員長においては、ありがとうございました。この忙しい時期にこういった文章をつくっていただいて、しっかり形にさせていただいたことを感謝いたします。

そして、内容については、今まで各委員が言ってきたことを十分に織り込んでいるものになっていると考えております。懇談会を数多く開催してきたことであったり、点検のバー表記のことであったり、両論併記のことであったり、また新型コロナウイルス感染症のような長期化する災害対応の懸念であったりというようなこと、また最後に「加えて」の文であったり、このあたり十分多くの交渉団

体、確かに私どもが言っていたところ、入っているところもありますし、入っていないところもあるかもしれませんが、そういったところを十分酌んでいただいて練り上げていただいたものだというように考えます。

それで、今回、委員長一任というふうな形でお任せしたので、私どもとしては、今回この形ですっかり早い段階で、スケジュール的にもそろそろこのあたりだというようなところだったというように考えますので、これをもって前文を完成という形でしていけばよいのかなというように考えております。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。今、皆さん一巡して、意見を頂戴いたしました。青木委員と柏木委員と藤江委員に関しては、この形でよいのではないかというような御意見を頂きました。そして、古濱委員に関しては、委員長が考えたということは分かったが、私もぎりぎりにこれを示しましたので、まずは持ち帰ってみんなで見たいというふうなことだったと思うんですけども、持ち帰るということに関しての御意見がほかにあればお伺いしたいと思います。

○【青木淳子委員】 私は委員長に一任をした、そういう考えでおりますので、持ち帰りということに関しても、こういう方向で議会運営委員会では一任をして、このような形になりましたという、てにをはを直す程度というふうに、もし持ち帰るのであれば考えます。

ちょっと古濱委員にお伺いしたいんですけども、7人の皆さんの8項目を出されて、委員長が熟考に熟考を重ねてバランスを取られて、各交渉団体の意見を含めた上でお決めになった、これを考えたと思うんです。持ち帰るということはどういった意味合いなのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。いいですか。

○【古濱薫委員】 前回、では委員長が作成しますねとなったときに、一任というか、委員長におかれましても、委員長が仕上げたものを、はい、これでいいですねとは委員長自身も思っておりません、ぜひ皆さんに読んで考えていただきたい、御意見をもらいたいというような、そこでフィックスですよという確認はされていないと思うんです。私も委員長が頑張ってくださるものを、そこにお任せではなく、しっかり読んで確認をして、交渉団体7人ですけれども、みんなで読み合いたいという気持ちが、むしろ大事にしたいから持ち帰りたいという考えです。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。委員長のつくられたものを大事にして、皆さんでもう一回その思いを共有していくということでしょうか。8項目出していただいた中で、ここは入っていないから、ここも入れてほしいというような、そういったお考えがあるのかどうか、その点に関しては。

○【古濱薫委員】 そこに関しては、持ち帰ってからどうなのかというのは、私にもちょっと分からないところであります。ただ、お任せではいけないと思っているんです。一任というのは、信じて託すことであるとは思いますが、前回の委員長の言葉の中では、つくってきて、これでいいですねではないとお考えだと委員長もおっしゃっていましたから、しっかりそれを受け止めたいという気持ちからの持ち帰りです。

○【柏木洋志委員】 私のところも持ち帰りたいという意見を尊重させていただければと思います。要するに持ち帰るというところで、私もそこに賛同させていただきたいと思います。今回、議会基本条例というのは、そもそも大事なものでありますし、議員全体が影響あるものということであるということですか、この間の大本の考え方、やり方とまでは言いませんが、考え方として、意見は様々ありますけれども、拾える意見についてはできる限り拾って行って、考えた上で結果を出したい

というようなことがありましたので、正直なところ、日程的な問題というのが現実問題としてあるかとは思いますが、持ち帰りをして内容を確認して、全議員というところちょっとオーバーでありますけれども、議員の納得の下という言葉は正しいのか分かりませんが、納得の下、前文について考えていったほうがよいのではないかと考えます。共産党としては持ち帰りについてはさせていただきたいと考えているところでございます。

○【藤江竜三委員】 持ち帰りということでは結構だと思う面もあるんですけども、今ここでおおむねの交渉団体がこの内容で合意できるというような発言があった中で、持ち帰りとなりますと、根本的に変えてしまうようなものと、それでは、うちの交渉団体もこれ盛り込みたかったし、ここはちょっとなどそれぞれがなってしまうと、なかなか、今まとまりつつある中で大きく方針が変わってしまうものだと、やはり合意が取りづらくなってしまうので、持ち帰るのは結構なんです。けど、そこはあまり大きな方向転換はない形でぜひ十分協議していただいて、交渉団体がちゃんとしっかりまとまった御意見を持ってきていただきたいなと考えております。

○【青木淳子委員】 私もち帰ることにしましては賛成でございます。やはり全議員がこの議会基本条例の見直しについて、しっかりと参加したということが大事、皆さんが同意をしていただくということを基に進めていくのが大事であると思っておりますので、私も持ち帰りに対しては賛成でございます。ただし、今、藤江委員が言われたように、多くの交渉団体が、委員長が出された前文に関して同意をするという御意見でまとまりつつあるかなと思っておりますので、こういった方向で進んでいきますというようなことを皆さんに御説明をして御理解、御了解いただくという方向の持ち帰りがよろしいのではないかなと思っております。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。皆さんに今御意見を伺いましたところ、持ち帰ろうということ、それに関しては様々な御意見がありました。私の拙い文章で、そしてまた熟考に熟考を重ねたのは事実でありまして、できるだけ皆さんの思いを入れたいということも変わっておりません。皆さん、交渉団体を代表してここに来ていらっしゃるの、私のこの文章に、今お話ししたこと、また今までのこと、そしてこれが残るものであるということ、そしてこの先に、これの後に評価がつくわけですから、セットになって残るということも入れていただいて、私としても、ぜひ持ち帰っていただいて御説明を、私が今日お話ししたことも御説明を皆様からしていただきたいと思っております。そして、次回もう一度議会運営委員会を開きまして、そこで決めていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに何かありますか。

○【古濱薫委員】 今、御意見をお二方から、柏木委員からはやはり共産党さんも持ち帰りしたいという御意見でしたよね。お二方からは、こうなったんだから大きな変更はないように、こういう方向で行きたいという説明の下に持ち帰ってほしいという御意見だったと思っておりますが、私たち交渉団体としては8点を希望して、そして、この懇談の中では、こちらの点検にコメントを残さない。代わりに前文でかなり詳しく説明をしていこうというような理解でいたんです。最初はコメントを1条1条ごとに、どうしてこういう評価になったのか、コメントを詳しく残していこうと最初はしていたと思っておりますが、表を作成するに当たってコメント欄はなくしていこうと途中で決めたと思っております。その説明がなくなったので、この評価に関して、どうしてこうなったか分からないと思うんですね、後から見ると。その代わりの大きな前文だと思っているので、そして私たち虹の交渉団体がお出しした8点に

ついてはあまり、今よく読んだわけではないんですけども、3点については触れられているかなと思いましたが、もちろん全てを盛り込まなきゃいけないというわけではないですが、その他についてはどうしたのと交渉団体の中では話になると思います。そこで、御意見は今聞きましたが、どういう議論になるかというのは、私は今ここで確約はできないところです。そういう形での持ち帰りになることをお伝えしておきます。

○【高柳貴美代委員長】 私からよろしいでしょうか。——青木委員、まずどうぞ。

○【青木淳子委員】 すみません、コメント欄に関しての確認なんですけれども、私の認識としては、議論を進める上で、議会基本条例、ずっと細かく書いてあって、毎回毎回、時間を置いて議論をすることもあったかと思うんですね、懇談会を。例えば6月議会ですか、入って、1か月後に協議をするというときに、思い出しながらする場面も何回かあったかと思えます。そういった際に作ってくださった稗田副委員長が、議論をする上で、こういった議論がありましたという備忘欄、忘れないためにみんなで分かりやすくするために備考欄を書いてくださっていたと、そういった認識がございませぬ。ですので、それを残す、残さないというふうな認識ではなかったもので、ちょっと古濱委員と考えが違うかなと感じました。

○【高柳貴美代委員長】 ほかに。ちょっとここで暫時休憩にしましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ここで暫時休憩と致します。

午前10時36分休憩



午前10時45分再開

○【高柳貴美代委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

皆様から御意見を多々頂きました中で、今回は持ち帰りとさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかになければ、議題2を終わらせていただきます。



○【高柳貴美代委員長】 それでは、これをもちまして、議会運営委員会を散会と致します。

午前10時46分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年12月19日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代